



2高福第1440号
令和3年3月31日

各事業所管理者様

亀岡市健康福祉部高齢福祉課長
(公印省略)

軽度者の福祉用具貸与の取扱いについて

平素は、本市介護保険事業にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

軽度者（要介護1、要支援1・2）の福祉用具貸与の取扱いについては、その状態像から使用が想定しにくい車いす等の種目を貸与する場合、医学的所見に基づく状態像による判断が必要として、「介護保険福祉用具貸与の例外の確認申出書」に医師の所見及びケアマネジメントの結果が確認できる書類を添付して申請（以下「例外申請」という。）を必要としていますが、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイ（以下「利用者等告示第31号のイ」という。）」の状態に該当する者については、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について、軽度者であっても例外的に福祉用具貸与が利用できるとされています。

つきましては、下記のとおり運用内容を変更いたしますので、貴事業所の介護支援専門員等への周知をお願いいたします。

記

1 運用内容

（1）例外申請が不要となる場合

次の①または②に該当する場合は、例外申請は不要となります。

① 厚生労働大臣が定める状態像（「利用者等告示第31号のイ」）に該当

軽度者の福祉用具貸与の妥当性については、要介護認定の介護保険認定調査票（基本調査）の直近の結果から客観的に判定します。具体的には、当該軽度者が別紙「利用者等告示第31号のイ」の「対象外種目」について、「厚生労働大臣が定める者」に該当する基本調査の結果に該当する場合は、例外申請は不要です。

② 適切なケアマネジメントによる判断

該当する認定調査結果がない「ア 車いす(2)」と「オ 移動用リフト(3)」については、主治医からの意見をふまえつつ、福祉用具支援専門員等が参加するサービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じ、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者により判断することとし、例外申請は不要です。

ただし、医師の意見については、給付適正化の観点から、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者が書面等による確実な方法により確認・保管し、当市から求

めがあった場合は、ケアマネジメントの記録とともにご提出いただきます。

（2）例外申請が必要となる場合

上記（1）に該当しない場合は、例外申請を必要とし、当市が申請内容を確認し、福祉用具貸与の妥当性を判断します。

例外申請については、貸与開始日の属する月の末日までに申請書を提出してください。例外的に貸与が認められた場合は、例外申請日時点の要介護認定の有効期間内は有効です。ただし、利用者の急な状態の悪化等、貸与開始日の属する月の末日までに申請書類が整わない場合は、必ず事前連絡の上、書類が整い次第速やかに提出してください。

また、認定の更新や区分変更申請を行い、貸与を継続する場合は、要介護度が変更となる日の属する月の末日までに申請が必要です。

なお、担当する指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者が変更となつた場合は、新たに担当となった事業者から例外申請を行ってください。

2 運用開始時期

令和3年4月1日

※令和3年3月31日以前に貸与を開始し、既に例外申請を行った軽度者については、申請日時点の介護認定の有効期間内は有効とします。

認定の更新や区分変更申請を行い、貸与を継続する場合は、この通知による新しい運用内容により福祉用具貸与の妥当性を判断します。

3 添付書類

- 別紙「利用者等告示第31号のイ」

担当課係 担当者名	高齢福祉課 介護保険係
連絡先 FAX	(0771)-25-5182 (0771)-24-3070

別紙 利用者等告示第31号のイ

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 (歩行) 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	— (注)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 (起き上がり) 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 (寝返り) 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 (寝返り) 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 (移動) 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 (立ち上がり) 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 (移乗) 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	— (注)
オ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	(一) 排便において全介助を必要とする者	基本調査2-6 (排便) 「4. 全介助」
	(二) 移動において全介助を必要とする者	基本調査2-1 (移乗) 「4. 全介助」

(注) 車いす及び車いす付属品の(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び移動用リフトの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与を判断します。(「例外申請」は不要です。)